



技術協力プロジェクト

2015年08月22日現在

本部／国内機関 : 人間開発部

## 案件概要表

案件名	(和) 社会的弱者のための職業訓練強化プロジェクト (英) Strengthening of the Occupational Training for the Vulnerable Sector
対象国名	エクアドル
分野課題1	教育-職業訓練・産業技術教育
分野課題2	社会保障-障害者支援
分野課題3	貧困削減-貧困削減
分野分類	人的資源-人的資源-職業訓練
プログラム名	プログラム構成外
援助重点課題	-
開発課題	-
プロジェクトサイト	キト、イバラ、サントドミンゴ、アンバット、クエンカ、テナ
署名日(実施合意)	2008年10月02日
協力期間	2008年11月01日 ~ 2011年10月31日
相手国機関名	(和) エクアドル職業能力開発機構(SECAP)
相手国機関名	(英) The Ecuadorian Professional Training Service(SECAP)
日本側協力機関名	特になし

## プロジェクト概要

背景	<p>エクアドル共和国(以下、エ国)は人口の17.7%が1日1ドル以下の所得しかない貧困層であり(1日2ドル以下では人口の40.8%) 貧困及び失業が社会的に大きな問題となっている。特に、人口の43%を占める先住民族をはじめ、女性、身体障害者、難民及び移住者(定住者を含む)は社会的脆弱性が高い。エ国における近年の失業率は、10%前後を推移しており、職についておらず安定した収入を得ていない「社会的弱者」の職業訓練を通じた就業または起業が求められている。</p> <p>エ国政府は長期国家開発計画(2003-07年)において、職業能力開発を通じた人的資源の開発を重点課題のひとつとして掲げてきた。2007年1月に誕生したコレア政権は国家動員政府計画(2007年-11年)のなかで経済及び生産性の改革に焦点を当て、社会的弱者のための低金利貸付サービスのほか、職業訓練機構(SECAP)の機能強化を通じた「社会的弱者」の職業訓練サービスへのアクセスの向上を重点課題として取り上げている。</p> <p>本政府計画の下、労働雇用省はSECAPに対して、エ国内の「社会的弱者」を対象とした職業訓練のための新たな予算を計上しサービスを開始している。また、2007年3月には全国職業訓練審議会(CNCF)が徴収する訓練税の30%(約400万ドル/年)をSECAPが実施する「社会的弱者」のための訓練に割り当てる大統領令が公布され、「社会的弱者」を対象とした訓練が拡充されることとなった。</p> <p>SECAPはこれまで、産業を担う人材の育成を中心とした訓練を実施してきており「社会的弱者」を対象とした職業訓練についてはノウハウがなく日本政府に技術協力の要請がなされた。</p>
上位目標	「社会的弱者向けの基礎技能訓練モデル」(以下、「モデル」という)がSECAP全訓練センター(18ヶ所)に普及し、社会的弱者向けの基礎技能訓練が実施され、社会的弱者の就労機会が増加し、生計が向上する。
プロジェクト目標	「モデル」がSECAP本部とプロジェクト対象訓練センターで構築され、その普及体制がSECAP本部にて確立される。
成果	成果①: 社会的弱者向けの基礎技能訓練コースのカリキュラム、教材、実習場が改善される。

成果②: 社会的弱者向け基礎技能訓練コースの指導員訓練の体制が構築される。  
 成果③: 社会的弱者向けの基礎技能訓練コースのニーズ調査・追跡調査のシステムが確立される。  
 成果④: 就労支援システムがSECAP本部、及びSECAP訓練センターで確立される。  
 成果⑤: プロジェクトの活動のための関係機関との協力体制が構築される。  
 成果⑥: プロジェクトで開発された「モデル」の普及体制が構築される。

活動	<ol style="list-style-type: none"> <li>1-1. 訓練科目のカリキュラムと教材の開発、及び実習場の機材のための実施要領を作成する。</li> <li>1-2. 実施要領に基づき、カリキュラム及び教材を開発する。</li> <li>1-3. 実施要領に基づき、必要な機材をSECAP訓練センターの実習場に整備する。</li> <li>1-4. SECAP訓練センターにおいて開発されたカリキュラム、教材、整備された機材を使用して基礎技能訓練コースを実施する。</li> <li>1-5. 基礎技能訓練コースの評価を行う。</li> <li>1-6. 評価結果に基づいてカリキュラムや教材を改訂し、基礎技能訓練コースの内容を見直す。</li> <li>1-7. 以上の活動に基づき、改訂されたカリキュラムや教材、基礎技能訓練コース実施に必要な機材について、SECAPの技術教務規程へ反映する。</li> <li>2-1. 指導員訓練のための実施要領を作成する。</li> <li>2-2. 実施要領に基づき、指導員訓練のためのカリキュラム及び教材を開発する。</li> <li>2-3. 指導員訓練コースを実施する。</li> <li>2-4. 以上の活動に基づき、指導員訓練コースの実施に必要なカリキュラムや教材について、SECAPの技術教務規程へ反映する。</li> <li>3-1. SECAP本部及び訓練センターにおいてニーズ調査・追跡調査のための組織体制を構築する。</li> <li>3-2. ニーズ調査・追跡調査の実施要領を作成する。</li> <li>3-3. 実施要領に基づき、SECAP普及員がニーズ調査・追跡調査を関係機関と実施する。</li> <li>3-4. 調査結果をまとめ、SECAP訓練センターにフィードバックし、基礎技能訓練コースに反映させる。</li> <li>3-5. 以上の活動に基づき、ニーズ調査・追跡調査についてSECAPの技術教務規程へ反映する。</li> <li>4-1. SECAP本部及び訓練センターに就労支援のための組織体制を構築する。</li> <li>4-2. SECAP本部及び訓練センターがマイクロクレジットに係る情報に係る情報をまとめ、基礎技能訓練コース受講生に提供する。</li> <li>4-3. SECAP本部及び訓練センターが就労に係る情報に係る情報をまとめ、基礎技能訓練コース受講生に提供する。</li> <li>5-1. ニーズ調査・追跡調査のシステム確立及び就労支援システムの確立のために関係機関との委員会を設立する。</li> <li>5-2. 関係機関との協力体制についての実施要領を作成する。</li> <li>6-1. SECAP本部に「モデル」普及のための組織体制を構築する。</li> <li>6-2. 「モデル」普及のための実施計画を作成する。</li> <li>6-3. 上記実施計画遂行のための準備を開始する。</li> </ol>
投入	
日本側投入	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 専門家派遣 派遣分野: 総括/職業訓練管理、ニーズ・追跡調査/訓練計画、連携活動/業務調整</li> <li>2. 機材供与 縫製、建築、調理、機械金属、電気電子、自動車整備に係る基礎技能分野で必要とされる訓練機材を供与する。</li> <li>3. 第三国からの専門家派遣(3名×1月×3年)</li> <li>4. 第三国での研修(3名×1月×3年)</li> <li>5. 在外事業強化費 プロジェクトの活動に必要な経費。</li> </ol>
相手国側投入	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. カウンターパートの配置       <ol style="list-style-type: none"> <li>1.1 プロジェクトダイレクター</li> <li>1.2 プロジェクトマネージャー</li> <li>1.3 各職業訓練センターの所長</li> <li>1.4 社会的弱者向け基礎技能訓練コースを実施する指導員</li> </ol> </li> <li>2. プロジェクト実施のために必要な「エ」国側予算</li> <li>3. 施設の提供       <ol style="list-style-type: none"> <li>3.1 SECAP訓練センターの社会的弱者向け基礎技能訓練コース実施のための教室、実習場</li> <li>3.2 専門家の執務室及び備品</li> <li>3.3 車輛</li> </ol> </li> </ol>
外部条件	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 前提条件       <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 関係機関がプロジェクトに協力する。</li> </ol> </li> <li>2) 成果(アウトプット)達成のための外部条件       <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 社会的弱者向け基礎技能訓練のための予算が確保される。</li> </ol> </li> <li>3) プロジェクト目標達成のための外部条件       <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 関係機関が継続的にプロジェクトに協力を行う。</li> </ol> </li> <li>4) 上位目標達成のための外部条件       <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 「エ」国の経済状況が悪化しない。</li> <li>2. 「エ」国政府の社会的弱者向け基礎技能訓練に関する政策が維持される。</li> </ol> </li> </ol>
関連する援助活動	

(1)我が国の  
援助活動

1)「職業訓練改善プロジェクト」(技術協力プロジェクト:2002年7月～2007年6月)  
SECAPの北部工業職業訓練センター(CERFIN)における、機械・金属、電気・電子分野の上級訓練(テクニコ・テクノロゴコース)の開発と実施を主目的としたプロジェクトで、①市場ニーズを踏まえた向上訓練、②上級コース開発・実施、③指導員の再訓練、④委員会等によるセンター運営管理などが実施された。

2)「職業訓練改善計画」(無償資金協力:E/N署名2004年11月29日)

SECAP6センターの機械・金属、電気・電子、自動車整備及び工業縫製分野の訓練コース実施に必要な機材整備を実施。

3)「職業訓練運営管理強化」(個別専門家派遣:2007年10月～2009年3月)

1)の「職業訓練改善プロジェクト」で挙げた成果を全国のSECAP職業訓練センターに普及させるために個別専門家を派遣。主に①技術教務規程の普及、②各種委員会制度の定着、③機材運営管理体制、についてのモニタリングを実施し、指導・提言を行った。

(2)他ドナー等の  
援助活動

「エ」国では、本プロジェクトの他にも他ドナーや関係機関により、多くの社会的弱者支援プログラムが実施されているので、本プロジェクトではこれらのプログラムと有機的な補完関係を構築する。

UNHCRと実施パートナー(現地のNGOなど)、国際移住機関(IOM)からは本プロジェクトに対し、受講生の推薦や社会・心理面での配慮などのサポート、ニーズ調査、追跡調査実施に対して協力を得る。

一方、本プロジェクトでは対象としない重度障害者に対しては経済社会統合省管轄のCEPRODIS(障害者保護センター)や、教育省管轄の特殊学校が職業訓練を実施しており、本プロジェクトと補完関係にある。また障害者の職業訓練・就業支援はUSAIDなどの支援を受けてCONADIS(国家障害者審議会)管轄のFENEDIF(肢体障害者協会)も行っている。

また、山岳部の農民なども本プロジェクトの対象から外れるが、農業牧畜漁業省(MAGAP)が農業技術の訓練を農民に対して行っており、さらにSECAPも本プロジェクト対象外のコースで農業技術の訓練を行っているため、これらの訓練とも本プロジェクトと補完関係を構築する。



個別案件(専門家)

2015年08月22日現在

本部/国内機関 : 農村開発部

## 案件概要表

案件名	(和) 農業政策振興アドバイザー (英) Advisor for Institutional Building for Implementation of Agricultural Strategy Plan
対象国名	エクアドル
分野課題1	(旧) 農業開発・農村開発-(旧) 農業政策・制度
分野課題2	貧困削減-貧困削減
分野課題3	
分野分類	農林水産-農業-農業一般
プログラム名	プログラム構成外
援助重点課題	-
開発課題	-
プロジェクトサイト	キト
署名日(実施合意)	2009年02月01日
協力期間	2009年02月01日 ~ 2010年10月09日
相手国機関名	(和) 農業牧畜漁業省
相手国機関名	(英) Ministry of Agriculture, Livestock, Aquaculture and Fisheries
日本側協力機関名	農林水産省

## プロジェクト概要

## 背景

エクアドル国(以下、「エ」国)の現政権は、「エクアドル農村部門国家政策2006-2016」を策定し、農村部門の近代化の促進及び農民や農村共同体の生活条件向上を通じた農業農村開発の推進を目指している。この実現のため、農業牧畜漁業省は、開発の牽引車としての機能が求められているが、人材及び予算が限られていることに加え、それらを効果的・効率的に活用するための企画立案能力、実施能力及び調整能力が不足しており、同省が実施する各種プロジェクトが効果的、効率的に機能していない状況である。また、農業農村開発分野の援助協調を取り纏め、効率的に農業牧畜漁業省(MAGAP)の事業に連携させていくシステムが整備されておらず、効果的な成果を収めるには至っていない。

この状況を打開するため、各種プロジェクトの立案、運営、管理等に関する技術移転を行うとともに、援助協調を含む農業農村開発の推進に助言及び指導できる専門家を必要とし、我が国に要請が挙げられた。

また、JICAは「農村部総合開発の推進」プログラムを掲げ、「エ」国の地方農村部の貧困削減を目指した各種の協力を実施もしくは準備している。特に、農業農村開発分野では、開発調査「シエラ南部地域生産活性化・貧困削減計画(2002~2005)」を実施するとともに、開発調査「シエラ地域における貧困削減のための小規模農家支援体制再編計画」(2009.2~2010.9)及び技術協力プロジェクト「チンボラソ県貧困削減のための持続的総合農村開発実施体制強化プロジェクト」(2009.2~2011.2)を実施しており、これらの案件の実施促進、連携の強化及び成果の定着にかかる支援が求められている。

特に「開発国家計画2007-2010」の後継国家計画となる「Plan Nacional de Buen Vivir」が2009年11月に制定されたことを受け、MAGAPは2010年4月より「Estrategia de Buen Vivir Rural」を実施する予定である。係る国家的な政策の変動の進捗状況をMAGAP内で逐次情報収集・分析をする必要が生じている。

なお、本コンサルタントは、2005年10月から2008年10月まで派遣された農業政策振興アドバイザーの後任として、農業牧畜漁業省をカウンターパートに業務を行う。

上位目標 農村部門の「貧困削減」を目標とした農村部門の各種プロジェクトの推進が効率化し、貧困対策に効果を発揮する

プロジェクト目標	MAGAPの政策・計画や組織内外の調査・分析を通じ、MAGAPの農業農村開発事業および進行中のJICAプロジェクトが効率的、効果的に実施される
成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>1.農業牧畜漁業省の計画局及び国際協力部の事業実施能力が向上する</li> <li>2.農業関連地方機関(支部)の事業実施能力が向上する</li> <li>3.MAGAPの政策・計画の分析等を通じ、我が国の対「エ」国農業・農村開発分野の協力が促進される</li> <li>4.貧困農民支援(旧2KR)の実施や見返り資金等の実施が促進される</li> <li>5.農業セクターの援助機関間の優良事例より提言が得られる</li> </ul>
活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>1-1.農業牧畜漁業省における各種プロジェクトの形成、企画調整、運営及び管理に関して助言及び指導を行う。</li> <li>2-1.農業関連の地方機関(支部)、特に実施中の開発調査の理解に関して助言及び指導を行う。</li> <li>2-2.ワークショップ等を通じて、農業関連の事業に対する理解促進を図る。</li> <li>3-1.総合的貧困削減プログラム実施のための基礎情報(国家政策、MAGAPの政策・計画)を収集する。</li> <li>3-2.MAGAPおよび支部での計画の進捗を確認し、必要な提言を実施中のプロジェクト等に提供する。</li> <li>4-1.我が国のODAタスクフォースに参加する。</li> <li>4-2.農業農村開発にかかる「エ」国側の情報を我が国の関係者に提供する。</li> <li>4-3.我が国の援助方針、JICAの事業実施計画等を「エ」国側に説明する。</li> <li>4-4.農業農村開発分野に関係する本邦からの各種調査団のための調整及び支援を図る。</li> <li>4-5.MAGAP内の活用可能な資金リソース等の情報を収集し、我が国の関係者に提供する。</li> <li>5-1.農村開発・農業開発セクターのドナーのプロジェクトの調査を行う。</li> </ul>
投入	
日本側投入	1名の短期専門家派遣(13.5M/M)
相手国側投入	執務室の提供、事務用品の提供、カウンターパートの配置など
外部条件	国家農業政策が変更されない
実施体制	
(1)現地実施体制	MAGAP
(2)国内支援体制	アンデス高地総合農村開発に係る国内支援委員会
関連する援助活動	
(1)我が国の 援助活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>①技術協力プロジェクト「チンボラソ県貧困削減のための持続的総合農村開発実施体制強化」</li> <li>②開発調査「シエラ地域における貧困削減のための小規模農家支援体制再編計画」</li> </ul>
(2)他ドナー等の 援助活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>FAO「Runa Kawsay」</li> <li>GTZ「Gesoren」</li> </ul>



開発調査

2015年08月22日現在

本部／国内機関 : 農村開発部

## 案件概要表

案件名	(和)シエラ地域における貧困軽減のための小規模農家支援体制再編計画 (英)Reorganization of the Agriculture supporting services, coping with Poverty Alleviation for Rural Peasant in Mountainous Area
対象国名	エクアドル
分野課題1	(旧)農業開発・農村開発-(旧)農業政策・制度
分野課題2	貧困削減-貧困削減
分野課題3	
分野分類	農林水産-農業-農業一般
プログラム名	プログラム構成外
援助重点課題	-
開発課題	-
プロジェクトサイト	シエラ地域北部(コトパクス州、ピチンチャ州、チンボラソ州を代表とするシエラ地域各州)
署名日(実施合意)	2008年11月20日
協力期間	2008年11月01日 ~ 2010年04月30日
相手国機関名	(和) 農業牧畜漁業省
相手国機関名	(英) Ministry of Agriculture, Livestock and Fisheries
日本側協力機関名	農林水産省

## プロジェクト概要

## 背景

エクアドル国(以下「エ」国)は、1970年代の石油開発を契機に国家の経済を石油産業と、バナナやエビなどの輸出品依存型に変換を遂げたが、国民の約60%は依然、貧困ライン以下の生活を強いられている。これら貧困層は、都市部より地方部に、また先住民族地域に多く存在しており、彼らの多くは未だ小規模な農業を生活の糧としている。農業による一家族の年間収入は1,000ドルに満たないものも少なくなく、彼らは家族が出稼ぎをすることで、最低限の生計レベルを維持している。

この状況下、「エ」国政府は、貧困対策・農業開発に関連した様々なプログラムを実施し、中でも農業牧畜漁業省は、長期政策として「「エ」国農牧部門国家政策2007-2020」を策定し、小農支援として、「農業サービスに対するアクセスの不平等の改善」、「国、民間の農業サービスの再編成」、「村落など様々なレベルからの開発計画策定」などの必要性を示している。

一方、小農の所得増加のために農業の技術の向上を図る場合、行政など外部からの支援が重要な役割を担う。しかし、「エ」国では構造調整により政府系農業サービス機関の民営化が進められ、農業サービス提供のための料金徴収制度が強化された。このため、資金力のない小農は、農業支援へのアクセスが困難となっている。

また、農業サービスを提供する複数の機関が同じサービスを提供したり、小農のニーズがあるにもかかわらず提供する機関が存在しない場合もある。

さらに「エ」国政府は、近年、地方分権化を進め、その一環としてこれまで小農への農業サービスの提供を中央政府から地方政府へ移管を図った。しかし、この変更は地方政府の能力を考慮して決められたものではなく、地方政府はサービスを提供するノウハウや十分な人員を有していない場合が多く、機能しているとは言い難い。

このため小農が受ける各種農業サービスの内容を見直し、地方政府と農業牧畜漁業省など中央政府による小農の総合的経営改善に資する農業サービスのあり方を示す農業サービス再編成計画書策定が求められている。

上位目標	小規模農家に対する政府の農業支援体制が再編成され、農業生産物販売による小規模農家の収入が向上する。
プロジェクト目標	シエラ地域の小規模農家農業生産性向上のための政府による農業支援体制再編成計画が策定される。
成果	<p>1. シエラ地域の小農の所得向上を阻害する問題点が整理される。(具体的成果品:「小規模農家、地方コミュニティにおける農村開発・農業開発における課題と問題」)</p> <p>2. 現在実施されている政府(中央及び地方)の農業支援サービスの問題点が整理される。(具体的成果品:「中央政府および地方政府による農業支援サービスの課題と問題」)</p> <p>3. 貧困軽減を目的とする小規模農家の所得向上のための農業支援体制の改編案とそのための事業(プロジェクト)案がまとめられる。(具体的成果品:「州政府が担う小農のための農業生産性向上、土地改良・土壌劣化対策、農業サービスの再編成計画」、「小農を対象とした優良種子の配布システム再編成計画」、「地方コミュニティのための灌漑施設整備計画」、「開発調査の計画を実践する技術協力プロジェクト案」)</p>
活動	<p>1.調査実施の準備</p> <p>1-1 詳細調査計画を関係機関に説明する(具体的な調査手法、調査工程、調査範囲等)</p> <p>2.既存の小農向け農業支援制度の分析</p> <p>2-1 政府(国、シエラ地域10県別)の開発政策、農村開発計画を分析する</p> <p>2-2 小農向け農業支援に関係する国、県の法律、制度を調査する(農業支援がない、もしくは重複が見られる分野の県別の整理)</p> <p>2-3 小農を対象とする農業支援を実施する機関、その支援内容を県別に特定する</p> <p>3.シエラ地域の農業分野の問題点の整理</p> <p>3-1 現地調査対象4県の農村部に属するパロキア(町村)を貧困レベルに応じて分類する</p> <p>3-2 現地調査対象の4県から農村部パロキア(町村)をそれぞれの県から3つずつを選定する(計12地区)</p> <p>3-3 選ばれた農村部パロキア(町村)に対して、農業開発の実態、農業支援に対する農民のニーズの調査を統計的手法を用いて実施し、結果を整理する</p> <p>4.政府の農村部小農向け農業支援体制改善案の策定</p> <p>4-1 上調査結果に基づき、地方農村部の小農に必要な農業技術を特定する</p> <p>4-2 シエラ地域の各県別農業支援体制再編成計画を策定する</p>
投入	
日本側投入	・本格調査団(コンサルタント契約) * 現地コンサルタントの再委託を含む(団員構成候補:総括、農業政策、農村開発、農村経済、農業普及、販売・流通、小規模融資、農作物栽培、土壌・水資源管理などの分野)
相手国側投入	・調査用資機材(車輛等) ・カウンターパートの配置 ・プロジェクト実施の執務環境の整備(プロジェクト事務所等)
外部条件	・エクアドルの国家の対小農支援、貧困対策の政策上の位置付けが大幅に変更されない。
実施体制	
(1)現地実施体制	・所管:農業牧畜省 ・実行委員会:農業牧畜省、コトパクス州政府、ピチンチャ州政府、(他シエラ北部州政府)農業牧畜省州事務所、INIAP(サンタカタリーナ試験場)、(現地NGO)で構成
関連する援助活動	
(1)我が国の援助活動	1)我が国の援助活動 2)他ドナー等の援助活動
(2)他ドナー等の援助活動	<p>農業開発、農村開発、貧困削減に関連して、エクアドル国では多くの開発パートナー及びNGOが様々な活動を行っている(附属資料「開発パートナー別活動一覧」、及び附属資料「県レベル主要開発パートナー別農村開発支援位置図」参照)。</p> <p>それぞれの活動分野の住み分けがほぼできている。ガバナンス支援と北部コロンビア国境の避難民支援の割合が高く、またUSAIDのように麻薬対策を意識したプロジェクトに特化する方針である機関も存在する。農業技術支援に関しては、FAO及びベルギーCTBが実施しているが、全ての県をカバーしていない。</p> <p>なお、NGOについては、国際及び国内のNGOが活動を展開しており、教育、保健、村落開発等の分野が中心となっている。</p>



個別案件(専門家)

2012年12月20日現在

本部/国内機関 : 中南米部

## 案件概要表

案件名	(和)地域振興専門家 (英)Expert for Local Development Promotion through One Village One Product Movement
対象国名	エクアドル
分野課題1	(旧)農業開発・農村開発-(旧)農村開発
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	計画・行政-開発計画-総合地域開発計画
プログラム名	プログラム構成外
援助重点課題	-
開発課題	-
プロジェクトサイト	キト市内
署名日(実施合意)	2009年10月01日
協力期間	2010年03月24日 ~ 2011年03月31日
相手国機関名	(和)エクアドル市町村協会
相手国機関名	(英)Ecuadorian Municipalities Association

## プロジェクト概要

背景 当国の国家開発計画においては貧困削減が最重要課題としてとりあげられているが、地方の貧困率は61.54%(2008年生活状況調査)であり、都市部の3倍近くにも達していることから、政府は都市・地方間の格差是正に向けた政策に取り組んでいる。しかしながら、農村部の貧困状況に顕著な改善は見られておらず、効果効率的な地域振興戦略の策定と実施が焦眉の課題となっている。

「一村一品運動」は地方自治体のイニシアティブによる地域開発のモデルとして現在アジア、アフリカを中心とする途上国でその概念や手法が導入されているが、当国においては、一部の地域においては実施されているとはいえ、未だ未開拓の分野である。2009年3月、ペルーにて開催された「アンデス地域一村一品セミナー」には当国の産業生産省、エクアドル市町村協会(AME)、全国県審議会連合(CONCOPE)、ピチンチャ県小産業会議所(CAPEIPI)、チンボラソ県審議会の代表者の他、カルチ県知事等が参加し、一村一品運動概念の共有化を行った。それを機に、同セミナー参加者の発意によって4月に「エクアドル一村一品推進委員会」が設立されたが、カルチ県及びインブラ県がパイロット事業対象県となり、現在その具体的活動計画が検討されているところである。

推進委員会がこれまでに実施した主な活動として、産業生産省の関係機関と本案件実施促進のための協力合意文書の取り付け、カルチ県審議会内のワーキンググループの設置、AMEが調整機能を果たすとともに予算の一部確保、パイロット事業の企画・実施に係るCAPEIPIの支援などがあげられる。しかし、当国における一村一品運動による地域振興事業の推進母体役として設立された推進委員会は上述の活動を開始しているものの、委員会設立書には各機関の責任、同委員会の役割などが不明確であるほか、構成メンバーは地方政府代表者が大半であることから、中央政府関係機関の参画促進による同委員会の影響力向上等、運営・実施体制の改善強化が今後の課題となっている。さらには、推進委員会で合意された活動計画を実施に移す機関(国家連帯経済機関、県、市)については、本分野の知見・経験が欠如していることから同機関の実施能力も併せて強化することが必須である。

上位目標	当国において一村一品運動が推進され、地域振興政策が強化される。
プロジェクト目標	行政主体(省庁／県担当部署、市町村連合会、一村一品推進委員会)を中心に一村一品運動の推進にかかる具体的取組みが強化される。
成果	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 一村一品運動推進委員会の運営・実施体制が強化される。</li> <li>2. 「一村一品運動推進による地域振興」実施手法が確立される。</li> <li>3. 「一村一品運動推進による地域振興」の実施主体の実施能力が向上する</li> <li>4. 「一村一品運動推進による地域振興政策が提案される</li> </ol>
活動	<p>以下の項目について指導助言を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1-1. 「一村一品運動推進による地域振興」を担う政府機関の選定</li> <li>1-2. 一村一品運動推進委員会の運営・実施体制の改善強化</li> </ol> <p>2-1. 一村一品運動推進委員会と事業実施機関による「一村一品運動推進 による地域振興」のコンセプト共有・普及のためのワークショップ企画案作成・調整・実施</p> <p>2-2. 「一村一品運動推進による地域振興」プロジェクトの分析・選定・実施(含む帰国研修員のアクションプランの見直し・オーソライズ)</p> <p>2-3. 一村一品運動推進による地域振興実施手法の確立</p> <p>3-1. 「一村一品運動推進による地域振興」の実施主体に係る運営管理の現状分析</p> <p>3-2. 「一村一品運動推進による地域振興」の実施主体の運営能力向上策の策定・実施</p> <p>3-3. 地域の能力開発促進に向けたJICA協カスキームの有機的な連携の確立(既存JICA技協プロジェクト、ボランティア事業等)</p> <p>4-1. 現行地域振興政策(または地域開発計画)の内容及びその実施状況の把握</p> <p>4-2. 現行「一村一品運動推進による地域振興」パイロット・プロジェクト立ち上げ支援及びモニタリング</p> <p>4-3. 「一村一品運動推進による地域振興」政策の提案</p>
投入	
日本側投入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・短期専門家1名の派遣(8M/M)</li> <li>・現地業務費</li> </ul>
相手国側投入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複数名のカウンターパートの配置</li> <li>・執務室の提供</li> </ul>
外部条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当国の地域振興に係る国家政策が大きく変更されないこと。</li> </ul>
実施体制	
(1)現地実施体制	<p>全国県審議会連合(2名)、エクアドル市町村協会(2名)、産業生産省(1名)、県知事(1名)等から構成される「エクアドル一村一品運動推進委員会」が既に立ち上がり、関係政府機関を巻き込んだ活動が開始されたところである。</p> <p>しかし、委員会設立書には各機関の責任、同委員会の役割などが不明確であるほか、構成メンバーは地方政府代表者が大半であることから、中央政府関係機関の参画促進による同委員会の影響力向上等、運営・実施体制の改善強化が今後の課題となっている。</p> <p>さらには、推進委員会で合意された活動計画を実施に移す当該の機関(国家連帯経済機関、県、市)については、本分野の知見・経験が欠如していることから同機関の実施能力も併せて強化する必要がある。</p>
関連する援助活動	
(1)我が国の援助活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・短期専門家「一村一品推進アドバイザー」</li> <li>・国別研修「一村一品推進研修」</li> <li>・地域別研修「一村一品推進研修」</li> </ul>



個別案件(専門家)

2012年07月12日現在

本部/国内機関 : 地球環境部

## 案件概要表

案件名	(和)国家森林植林計画アドバイザー (英)Policy Adviser on National Forestation and Reforestation Plan
対象国名	エクアドル
分野課題1	自然環境保全-その他自然環境保全
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	農林水産-林業-林業・森林保全
プログラム名	その他 プログラム
プロジェクトサイト	PROFORESTAL (キト市)
署名日(実施合意)	2008年04月01日
協力期間	2009年08月10日 ~ 2011年08月09日
相手国機関名	(和)農牧漁業省 エクアドル林業開発振興局
相手国機関名	(英)Unidad de Promocion y Desarrollo Forestal del Ecuador (PROFORESTAL), MAGAP

## プロジェクト概要

背景 エクアドル政府は自然環境・生態系保全の観点を重視しつつ、バランスの取れた長期的・総合的視野に立脚した森林政策に取り組む方針を決定し、2006年9月15日付けで環境大臣は「国家森林植林計画(PNFR)」を認可し推進することを公布した。  
同計画は、産業植林プログラム、アグロフォレストリープログラム、及び天然資源の復旧・保護・保全プログラムの3プログラムから構成されている。  
2008年2月に「国家森林植林計画」の所掌が環境省から農牧漁業省のエクアドル林業開発振興局(PROFORESTAL)へ移管した。しかしながら、PROFORESTALは2008年4月に設置されたばかりで「国家森林植林計画」の実施体制が脆弱であることから、専門家による助言、支援が必要となっている。

上位目標 「国家森林植林計画」の実施体制が強化される。

プロジェクト目標 「国家森林植林計画」のアクションプランの策定を支援し、その実施する体制を整備する。

成果

1. 「国家森林植林計画」のアクションプランが策定・実施される。
2. 「国家森林植林計画」を機能させるための管理基盤が整備される。
3. 「国家森林植林計画」のモニタリング・評価システムが普及する。

活動 以下に関する助言、指導を行う。

1. 「国家森林植林計画」を実施するための制度化
2. 自立発展及び生活の質向上につながる林業プロジェクトの策定と実施のための調整
3. 植林事業実施のための適切なプロセスの明確化
4. 生活の質改善に資する育種に係る適切な技術的条件の整理

## 投入

日本側投入

- ・1名の長期専門家派遣(24M/M)
- ・在外事業強化費
- ・カウンターパートの配置

相手国側投入

- ・執務室提供
  - ・事務用品の提供
  - ・移動用車輛(4x4)の提供等
- 外部条件
- ・「国家森林植林計画」が大幅に変更されないこと。

実施体制

- (1)現地実施体制           ・PROFORESTALの人員及び予算が確保されている。
- (2)国内支援体制           農林水産省林野庁

関連する援助活動

- (1)我が国の援助活動
- ・短期専門家「国家森林・植林計画」の派遣(2005.3.26-5.30)
  - ・環境省国家森林局所属の長期専門家「国家森林植林計画アドバイザー」の派遣(2007.8.22-2009.8.21)
  - ・シニアボランティア「植林」派遣(2009.1-2010.1)
  - ・「チンボロン県農村部貧困削減プログラム・プレフェーズ」の実施(2009.2-2011.2)
- (2)他ドナー等の援助活動
- ・米州開発銀行が2005年に国家植林計画を開始に向けた基盤整備のため、120千US\$を融資(コンサルテーション)
  - ・世銀プロジェクト(実施予定)であるGEF(地球環境ファシリティ)及びJSDF(日本社会開発基金)事業との連携を検討中。



技術協力プロジェクト

2017年12月01日現在

本部／国内機関 : 農村開発部

## 案件概要表

案件名	(和) チンボラソ県貧困削減のための持続的総合農村開発実施体制強化プロジェクト (英) Capacity Development for Promoting the Sustainable Integral Rural Development for Poverty Reduction in Chimborazo Province
対象国名	エクアドル
分野課題1	農村開発-農村インフラ整備
分野課題2	平和構築-ガバナンス
分野課題3	ジェンダーと開発-ジェンダーと開発
分野分類	計画・行政-開発計画-総合地域開発計画
プログラム名	プログラム構成外
援助重点課題	-
開発課題	-
プロジェクトサイト	チンボラソ県
署名日(実施合意)	2008年11月26日
協力期間	2009年02月24日 ~ 2011年08月23日
相手国機関名	(和) チンボラソ県
相手国機関名	(英) Chimborazo Provincial Government

## プロジェクト概要

背景 エクアドル共和国(以下「エ」国)は、石油、バナナ、エビなどの輸出を通じて安定的な経済成長を遂げているが、未だ国民の約60%が「エ」国が定める貧困ライン(年間収入が660ドル以下)を下回る生活をしている。また、これら貧困層は、地方部や先住民族地域に多く居住し、彼らの多くは小規模な農業を生活の糧としているが、農業による1家族の年間収入が1,000ドルに満たないため、出稼ぎにより生計を立てている農家もいる。

「エ」国チンボラソ県は、人口約40万人のシエラ(山岳)地域のほぼ中央部に位置する地方県である。このチンボラソ県は、シエラ地域10県の内でも深刻な貧困問題を抱えており、貧困ライン以下の人口が県総人口の64%を占めている。

貧困の主な要因としては主要な生計手段である農業所得の低さに加え、教育、医療及び基礎インフラの未整備による劣悪な生活環境が挙げられる。また、過度の森林伐採が水源涵養力の低下及び土壌浸食に繋がり、農業生産性の低下及び生活環境の悪化を招いている。

このように複合的な要因からもたらされた貧困問題の解決のためには、チンボラソ県政府を始めとする関係機関が中長期的な視点に基づく各種事業の企画、実施、運営・管理、評価等を実施する必要がある。しかし、この点で関係機関は十分な経験がないことから、上記一連のプロセスを実施し、関係機関が持続的総合農村開発を実施するための体制の整備を目的とした協力を我が国に要請した。

なお、持続的総合農村開発を実施するためには、人材育成及び開発計画の策定を通じた実施体制の整備、農村開発事業の実施プロセスの確立及び実施体制の定着、という二段階のステップが必要となるが、チンボラソ県では基礎となる実施体制が整備されていないことから、本プロジェクトではまずこの整備を行う。また、農村開発事業の実施プロセスのモデル化及び実施体制の定着にかかる協力を後継案件として形成する。

上位目標 チンボラソ県において、貧困削減に向けた事業計画が実施される

プロジェクト目標 チンボラソ県において貧困削減に向けた参加型の持続的総合農村開発の実施体制が整備される

成果	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. チンボラソ州政府、関係省庁及び関係機関の持続的総合農村開発に関する問題分析能力が強化される</li> <li>2. チンボラソ州政府、関係省庁及び関係機関の持続的総合農村開発に関する事業計画策定能力が強化される</li> <li>3. チンボラソ州政府、関係省庁及び関係機関の事業実施及び管理運営能力が強化される</li> </ol>
活動	<ol style="list-style-type: none"> <li>1-1 プロジェクト運営委員会、セクター別ワーキンググループを設置する</li> <li>1-2 モデル集落を選定する</li> <li>1-3 対象地域で現状把握調査を実施する</li> <li>1-4 参加型ワークショップを通じて、対象地域の開発ニーズを把握する</li>   <li>2-1 開発ニーズに基づきマルチセクター型の持続的総合農村開発戦略を策定する</li> <li>2-2 セクター別の事業計画を策定する</li> <li>2-3 事業に必要な資金計画を策定する</li> <li>2-4 関係機関に事業実施を要請する</li>   <li>3-1 試行事業実施に必要な体制を整える</li> <li>3-2 モデル集落で試行事業を実施する</li> <li>3-3 モニタリング・評価を行う</li> <li>3-4 持続的総合農村開発手法案を策定する</li> <li>3-5 2011年以降の本体事業の開始ための準備作業を行う。(2010年8月の終了時評価にて追加)</li> </ol>
投入	
日本側投入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長期専門家(①チーフアドバイザー/コミュニティ開発人材育成、②参加型開発/業務調整)</li> <li>・短期専門家(参加型ワークショップ手法、土壌保全、教育戦略策定、保健戦略策定等)</li> <li>・第三国研修の実施(ボリビア等)</li> <li>・資機材(試行事業実施用資材、プロジェクト車輛)</li> <li>・プロジェクト運営経費の一部補填(試行事業の実施に必要なローカルコンサルタントの配置含む)</li> </ul>
相手国側投入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プロジェクト・ダイレクター(1人)、プロジェクト・マネージャ(1人)</li> <li>・プロジェクト・スタッフ(農業、環境、教育、保健及び公共事業の各セクターに州政府の職員をそれぞれ1人以上フルタイムで配置)</li> <li>・プロジェクト・スタッフ(農業、環境、教育、保健の各セクターに関係省庁の県事務所の職員をフルタイムもしくはパートタイムで配置)</li> <li>・プロジェクト運営経費(試行事業実施経費、プロジェクト管理費等)</li> <li>・プロジェクト事務所の設置(チンボラソ県庁舎内、家具、基本備品、電話、インターネット設備の設置を含む)</li> <li>・アシスタント要員の配置</li> <li>・プロジェクト車輛</li> </ul>
外部条件	<ol style="list-style-type: none"> <li>①プロジェクト実施のための前提条件: チンボラソ県の治安が確保される、対象地域の集落の継続的な協力が得られる</li> <li>②プロジェクト目標達成及び成果達成のための外部条件: カウンターパートの人事異動等による実施体制の変更が頻繁に発生しない、試行事業実施のための予算及び人員が確保される</li> <li>③上位目標達成のための外部条件: チンボラソ県の貧困削減に向けた持続的総合農村開発政策に変更がない、事業実施のための予算及び人員が確保される</li> </ol>
実施体制	
(2)国内支援体制	アンデス高地総合農村開発に係る国内支援委員会
関連する援助活動	
(1)我が国の援助活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>●JICA開発調査「シエラ南部地域生産活性化・貧困削減計画」(2002-2005年)</li> <li>●JICA長期専門家「農牧政策アドバイザー/農業政策振興アドバイザー」(2005-2008年)</li> <li>●JICA開発調査「コスタ地域カタラマ川流域農業開発計画」(1981-1982年)</li> <li>●草の根無償協力「水資源供給システム整備」各地</li> <li>●JICA開発調査「シエラ地域における貧困削減のための小規模農家支援体制再編計画」(2009-2010年)</li> <li>●JICA長期専門家「国家森林植林計画アドバイザー」(2007-2009年)</li> </ul>
(2)他ドナー等の援助活動	チンボラソ県では、米州開発銀行、FAOおよびスイス開発協力公社が農業農村開発協力を、EUが保健セクターでの協力を実施している。また、識字教育、農業技術指導、保健教育などの活動をおこなっているNGOも存在する。